

山口新聞

梅光大教員が学院提訴

給与規程の変更「違法」

下関地裁で第1回弁論

2017.11.8 下関市向洋町の梅光学院
大が財政難などを理由に給与規程を変更したのは違法
として、同大の教員と元教員10人が大学を運営する学校法人梅光学院を相手に、規程変更の無効確認と減額された給与や退職金の差額計1500万円などを求めて地裁下関支部に提訴した。7日に第1回口頭弁論があり、学院側は全面的に争う姿勢を見せた。

訴状などによると、学院側は昨年4月に給与規程を含む就業規則を変更。住宅手当や勤勉手当を廃止し、扶養手当を減額するなどして給与や退職金の減額を実施した。

原告側は減額幅が大きいことや同時期に役員報酬を増額する議案が常任理事会に提出されたこと、就業規則の改定に意見する労働者の過半数代表を氏名が分かれる電子メールによる投票で選出したことなどを理由に「就業規則の変更に合理性は認められず、労働契約法の要件を満たさない」と主張している。

学院側は第1回口頭弁論に出廷せず、請求の趣旨に

ない雰囲気があり、危機感を感じている。教育の場、学問の場としてふさわしくなく、学生も不利益を被っていることを裁判で訴えた」と話した。

同学院は「一部教員から

経営改革に理解を得られ

ず、提訴されたことは遺憾。

法律的な正当性について裁

判所の理解が得られると考

えている」とのコメントを

出した。

同学院を巡

つては、昨年

3月に雇い止めとなつた矢

本浩司特任准教授(45)も学

院に対して地位の確認などを

求める訴えを提起した。

同支部は昨年9月、特任准

教授の地位保全と賃金の仮

払いを学院に命じる仮処分

を決定した。



第1回口頭弁論
論後に会見し、訴えの趣旨を説明する
渡辺玄英准教授(左から2人目)ら=7日、下関市